

## (株)浄心社周辺の井戸水調査結果について

株式会社浄心社（名古屋市西区上名古屋二丁目 1501 番他）の地下水汚染（平成 26 年 11 月 28 日公表済）に係る周辺井戸水調査の結果について、下記のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 株式会社浄心社（西区上名古屋二丁目）周辺の井戸水調査結果について

- (1) 調査日 平成26年12月8日
- (2) 調査対象 汚染が発見された地点から地下水の流動方向にある周辺約500m以内の井戸 合計3本
- (3) 調査結果 汚染物質及びその関連物質について、周辺井戸水調査を行いました。結果は、周辺井戸1地点でトリクロロエチレンが環境基準を超過しました。

単位：mg/L

所在地		①西区 浄心一丁目	②西区 城西四丁目	③西区 数寄屋町	地下水の 環境基準
(株)浄心社からの距離		西 500m	南西 400m	南 500m	
用途		生活用水	生活用水	工業用水	
ストレーナーの位置		30-35m	不明	32-44m	
調査項目	塩化ビニルモノマー	<0.0002	0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.022	0.010	0.026	0.04 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<b>0.022 (2.2)</b>	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.0071	0.01 以下

※太字は環境基準を超過していることを示しています。

※（ ）内は、環境基準に対する倍率です。

※トリクロロエチレンの地下水の環境基準は、平成26年11月17日付で「0.03mg/L 以下」から「0.01 mg/L 以下」に改定されました。

#### 2 本市の対応

環境基準を超えた井戸については、井戸水を飲用しないように指導しました。

新たな地点で基準超過したことから、引き続き調査範囲を広げて周辺井戸水調査を行います。

報告者の株式会社浄心社に対し、引き続き必要な対策を実施するよう指導を行います。

環境基準を超えた井戸については、今後も定期的な監視を行います。

## <参 考>

### 1 地下水の環境基準を超過した物質の毒性について

#### ・トリクロロエチレン

急性毒性： 急性高濃度暴露では中枢神経系抑制作用が強く、以前は麻酔にも用いていた。より低濃度ではめいはい状態となる。

人に対する 15～25 mL の経口暴露では、嘔吐、腹痛が起こり、次いで一時的な意識不明を起こす。

慢性毒性： 50～100 ppm 以上の暴露ではめまい、腹痛、関節の異常感、不安感などが増加する。職業上の暴露で血清中のトランスアミナーゼの増加が起こるといふ報告がある。このことは肝実質の損傷を示唆している。

発がん性： IARC（国際がん研究機関）： 2 A（人に対して恐らく発がん性があるもの）

\*15 mL は、今回の地下水の汚染物質濃度（0.022 mg/L）では、水 1,000 kL に含まれる量になります。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」  
「2012 年版 化学物質ファクトシート」  
(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)

### 2 株式会社浄心社に関する土壌・地下水汚染について(平成 26 年 11 月 28 日公表内容)

	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	指定基準等	基準/調査超数/数
土壌 溶出量 調査	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.088～0.30 mg/L	2.2～7.5 倍	0.04 mg/L 以下	5/10
	テトラクロロエチレン	0.012～2.9 mg/L	1.2～290 倍	0.01 mg/L 以下	6/10
	トリクロロエチレン	0.073～0.19 mg/L	2.4～6.3 倍	0.03 mg/L 以下	4/10
地下水 調査	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.046～9.6 mg/L	1.1～240 倍	0.04 mg/L 以下	4/5
	テトラクロロエチレン	0.071～6.4 mg/L	7.1～640 倍	0.01 mg/L 以下	3/5
	トリクロロエチレン	0.052～1.0 mg/L	1.7～33 倍	0.03 mg/L 以下	2/5

※調査数は、深さ方向の調査など同一地点で複数の調査を実施している場合を含みます。